

令和5年度

一関市立東山小学校
第1回学校運営支援協議会

令和5年5月11日(木)

東山小学校 会議室

<日 程>

- | | |
|-------------|-----------|
| 10:30~10:40 | 挨拶・説明 |
| 10:40~11:10 | 授業参観(3校時) |
| 11:15~12:15 | 学校運営支援協議会 |

<次 第>

- 1 開会

- 2 校長挨拶

- 3 学校運営支援協議会委員の委嘱
・委員長、副委員長の選任

- 4 協議
 - (1) 学校運営支援協議会について
 - (2) 令和5年度学校運営の基本方針について
 - (3) 令和5年度まなびフェストについて
 - (4) 令和5年度これまでの学校経営について
 - (5) その他

- 5 その他

- 6 閉会

令和5年度学校運営支援協議会委員

	氏名	役職等	備考
1	高橋 勝男		
2	安東 正利		
3	吉田 美和子		
4	細川 節郎		
5	村上 友善		
6	佐藤 美枝		
7	松山 晃太郎		
8	藤原 洋	東山中学校校長	
9	金里 徹	東山小学校校長	

(敬称略)

令和5年度 学校経営方針

1 学校教育目標

- (1) 豊かな心をもち 思いやりのある子ども 【徳育】
- (2) 自ら考え 進んで学ぶ子ども 【知育】
- (3) たくましく 健康な子ども 【体育】

2 めざす児童像

- (1) 豊かな心をもち 思いやりのある子ども
 - ① 自分にはよいところがあると思う子
 - ② 相手を理解し、仲良く助け合う子
 - ③ 誰に対しても明るくあいさつ、きちんと返事をする子
 - ④ 正しいことばづかいや あったか言葉を使う子
 - ⑤ 進んで掃除や仕事に取り組む子
- (2) 自ら考え 進んで学ぶ子ども
 - ① 進んで問題解決に向かい、粘り強く取り組む子
 - ② 相手の考えをよく聞き子
 - ③ 自分の考えをはっきり話す子
 - ④ 読書に親しみ、ことばの感性を磨く子
 - ⑤ 家庭でも、集中してしっかり学習に取り組む子
- (3) たくましく 健康な子ども
 - ① 命を大切に、きまりを守って健康で安全な生活をする子
 - ② 望ましい生活習慣（早寝・早起き・朝ご飯・はみがき等）、新しい生活様式を身に付ける子
 - ③ 目標をもって運動（水泳・なわとび等）に親しみ、継続して取り組む子
 - ④ 友達と仲良く、外で元気に遊ぶ子
 - ⑤ ゲーム・スマホ等の使用を、自己コントロールできる子

3 めざす教師像

- (1) 常に高いコンプライアンス意識と倫理観をもって職務にあたる教師（全体の奉仕者である教師）
- (2) 常に授業力の向上を意識し研修に励む教師（学び続ける教師）
- (3) 心豊かで、子どものよさを発見し、伸ばす努力をする教師（感性豊かな教師）
- (4) 自分の役割と責務を自覚し、他と協働する教師（同僚性のある教師）

4 めざす学校像

- (1) 子ども一人一人が大切にされ、明るく規律のある学校
- (2) 一時間一時間の授業を大切にする学校
- (3) 地域に学び、地域に信頼され、地域とともに歩む学校
- (4) 教師一人一人が使命を自覚し、自ら研鑽に励む学校

5 本年度の具体的重点

○コロナ感染予防対策を十分に行ない、健康で安全な教育活動を推進すること。

日常的な予防を徹底する。

予防の視点と活動のねらいのバランスをとりながら、行事等を実施する。(ウィズコロナの対応)

○家庭・地域と連携協働した教育活動を推進すること

明確化した「まなびフェスト」をもとに、児童・保護者・教職員の三者が目標を共有し、家庭と連携協働して目指す児童の育成を図る。

学校運営支援協議会や地域の方々と連携協働しながら、東山の豊かな人材や素材を最大限活用し、郷土を愛し、その発展を支える人づくりを目指した教育活動を推進する。

(1) 心豊かで、希望と笑顔にあふれる子どもの育成

① 一人一人のよさや可能性を伸ばす学年経営・学級経営の質的向上

- ・共感的な人間関係づくりと、ほめて励ます自己肯定感を高める経営を行う。
- ・行事や応募等の取組を通して、励ましや賞賛、振り返りを大切にしながら、個の伸長を促す。
- ・個に応じた指導を通して、諦めず最後までやり遂げられる心を鍛える。
- ・日常的にコミュニケーションを図り、内面的な児童理解に努め、予防的な生徒指導を行う。
- ・いじめや学校不適応（不登校、発達障がい等）については、絆づくりと居場所づくりを推進し、早期発見と迅速な対応に努め、教職員の共通理解・同一意識のもと、組織的継続的な対応をする。

② 縦割り班のよさを生かした活動の推進

- ・縦割り班掃除、縦割り班遊び等を通して、異学年の人間関係づくりとリーダー性の育成を図る。
- ・地区登下校班の活動を通して、安全意識の醸成とリーダー性の育成を図る。

③ 心を育てる授業・特別活動・体験活動の推進

- ・地域の人材や資源を有効に活用し、本物のひと・もの・ことに触れる体験的活動を推進する。
- ・あいさつ運動、ボランティア活動、集会等を通して、活力と潤いを与える児童会活動を推進する。
- ・青柳文庫ややまゆりホール等を有効に活用しながら、読書に親しみ、心の醸成を図る。

(昼読書、やまゆり号等)

- ・さわやかな放送、今月の歌、豊かな掲示等を通して、感性豊かに環境美化を図る。

④ 特別支援教育におけるきめ細やかな児童理解と全職員での共通理解

- ・児童の特性に応じた個別の指導計画・個別の教育支援計画を作成し、きめ細やかな指導をする。
- ・就学支援校内委員会を定期的で開催し、全職員での共通理解を図る。
- ・特別支援教育に関する研修会等を開催し、支援の方法を学び、実践する。
- ・特別支援学級と交流学級との交流や、特別支援学級同士の交流を計画的・意図的に実践する。
- ・通常学級との連絡調整を密にしながら、ことばの教室とLD等通級教室の運営を充実させる。

⑤ 基本的生活習慣の確立と命を守る指導の推進

- ・校内外での、明るいあいさつ・きちんと返事・正しい言葉遣いをする意識を醸成する。
- ・「まなびフェスト」を活用し、基本的生活習慣の定着を図る。
- ・あったかことばを推奨し、誹謗・中傷や差別・偏見のない言語環境づくりに努める。
- ・けがや事故を未然に防ぐための判断力を培う指導をする。(保健・安全・給食)
- ・命の尊さを知り、生命を尊重する指導を計画的に行う。(復興教育)

- ・保護者と連携し、電子メディア使用の家庭ルールづくりを行う。

(2) 学習指導の充実と学力向上

① わかる授業と基礎学力・学習規律の定着

- ・「確かな学力育成プラン」に基づき、組織的・計画的に児童の資質・能力の向上に向けて取り組む。
- ・テンポのよい授業（「T→C→C→C・・・」が見える授業）と構造的な板書づくりに努める授業をする。
- ・一単位時間に習熟時間を確保した授業展開を工夫し、学習内容の定着を図る。
- ・一単位時間に聞く力・話す力・書く力を高める指導を繰り返し、学習の基板となる「ことばの力」の育成に努める。
- ・児童にとって適度な負荷のある課題、問題を設定し、学力向上を図る。

② 学力向上を図る校内体制の構築

- ・「家庭学習の手引き」をもとに、授業と家庭学習を効果的に連動させ学習効果を高める。
- ・漢字名人・計算名人、市漢字力だめしの取組を定期的実施し、基礎的な学力の定着を図る。
（目標8・8ライン）
- ・百マス計算を朝活動に適宜取り組み、集中力と授業スピードを養う。
- ・各種調査結果の分析を有効に活用し、補充指導を充実させ、学力の保障を図る。
- ・特別な支援を要する児童の特性に配慮する授業のユニバーサルデザイン化に努める。
- ・TTや少人数指導、専科指導、授業交換等の指導形態を工夫し学習意欲と学習能力の向上を図る。

③ ことばの力を育む教育活動の推進

- ・ことばの時間に「言海」を有効活用し、美しいことば、正しいことばに触れ、豊かな感性を育む。
- ・言海については、1年に1回は暗唱検定等を実施する。
- ・読書や音読等の言語活動を工夫しながら、言語感覚を養う。（発表の場・発表の仕方）

④ ICT 機器を効果的に活用した授業改善

- ・教育効果を高めるために、タブレット等のICT機器を積極的に活用する。
- ・学習用ソフト及び情報通信ネットワークの積極的な利用、文字入力などの基本的操作の確実な習得、論理的思考力を高めるためのプログラミング教育の充実を通して児童の情報活用能力を養う。
- ・タブレットの持ち帰りによる家庭学習の充実を図る。
- ・計画的な教員研修の実施により、指導者の誰もがICT機器を教材研究や授業等で活用できる能力を培う。

(3) 体力向上と健康・安全への取組の充実

① 基礎体力づくりの推進

- ・水泳、なわとび、60プラスプロジェクト等において、目標をもって運動することや望ましい生活習慣を身に付け、体力の向上と健康の保持増進を図る。
- ・運動量をあげる体育の授業（目標時間30分の運動量）や、全国運動能力調査の分析結果を生かした運動を取り入れ、積極的に指導する。
- ・外遊びを推奨し、友達の交流と体力の向上を図る。

② 保健指導、食育指導の充実

- ・保護者と協力し、「早寝・早起き・朝ごはん・歯みがき等」の生活習慣づくりに努める。

- ・新しい生活様式（感染症予防）の習慣化に努める。
- ・学校医や栄養教諭等と連携し、むし歯予防、手洗い指導、肥満指導、食や健康に関する指導等を推進し、健康や食の安全に対する意識の醸成を図る。
- ・学校保健委員会を年1回開催し、学校の健康づくりの状況を共通理解する。

③ 学校生活の安全と危機管理対応の周知徹底

- ・感染予防対策を徹底し、安全・安心な学校生活を送らせる。
- ・集団登校やスクールバスの安全指導を定期的・意図的に実施し、安全意識の醸成に努める。
- ・熊の出没や大雨・台風・地震等の非常時・災害時における児童の安全確保に努めると共に、集団下校のあり方等について周知徹底を図る。
- ・熱中症や心肺蘇生やアレルギー対応について研修会を開催し、危機管理意識の醸成に努める。

④ ICTの正しい活用方法の習得

- ・情報モラル教育の出前授業等を実施し、児童・保護者に対して個人情報の管理や危機管理意識の醸成に努める。
- ・家庭におけるゲーム・スマホ等の使用について、定期的の実態把握し、家庭のルールづくりと自己管理能力の育成に努める。

(4) 信頼関係を深める家庭・地域・異校種の連携強化

① 積極的な情報発信と共有の場の設定

- ・「まなびフェスト」を周知し、学校と保護者が目標達成に向けて意識を共有する。
- ・校報（ホームページ掲載）・学年学級通信・保健だより等を発行し、積極的に情報発信する。
- ・「安心でんしょばと」を活用し、緊急連絡等について迅速に情報発信する。
- ・学校行事・授業参観・懇談会・個別面談等を通して、児童の様子を公開し、教育理解を深める。
- ・学校運営支援協議会を年3回実施し、学校の状況を共通理解する。（4月・11月・2月）

② 地域人材や資源を活用した教育活動の推進

- ・学校支援地域本部事業（学校支援ボランティア）の積極的な活用を図る。
- ・地域の人材、自然、文化、施設を積極的に活用するとともに、地域の諸団体と連携協働した教育活動を推進する。

③ 東山こども園、松川保育園、東山中学校等との連携強化

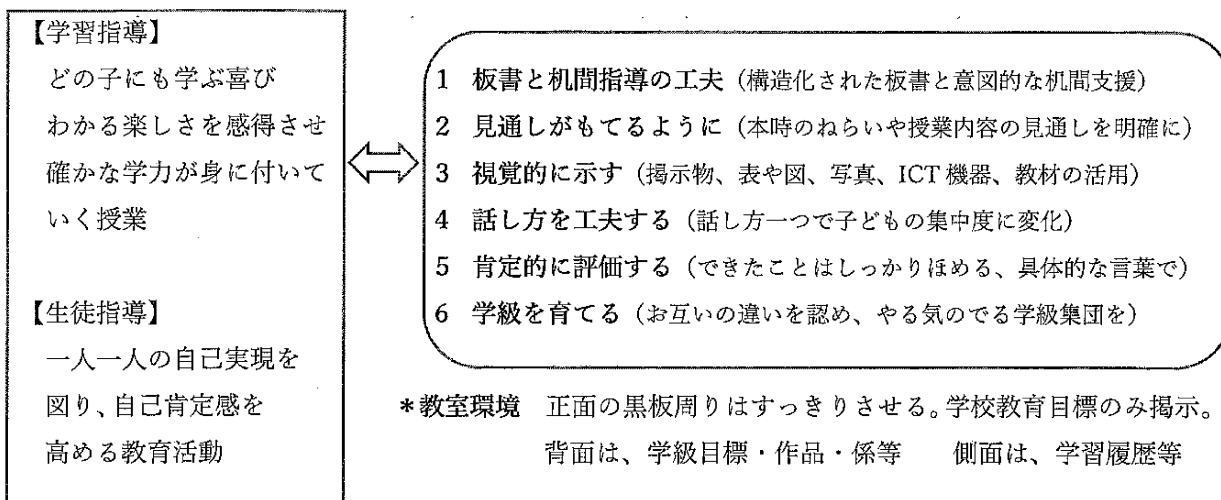
- ・こ・保・児・小連携を深め、スタートカリキュラムにもとづき円滑な接続を図る。
（6月：小学校参観 ・ 12月：こ・保参観 ・ 2月：一日体験）
- ・東山中学校との連携を深め、中1ギャップの予防に努め、円滑な接続を図る。
（6月：中学校参観 ・ 12月：小学校参観 ・ 2月：入学説明会）
- ・交流籍居住地交流事業（清明支援学校児童との交流）を有効に活用し、異校種児童の理解を図る。

(5) 施設、設備、教育環境の整備充実

- ① 定期・随時の安全点検の確実な実施と早期の補修
- ② 校舎内外の美化と花壇・樹木等の管理
- ③ 設備・備品の整理

【資料】

1 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学級づくり・授業づくり



2 「いわて県民計画（2019～2028）」第2期アクションプラン（政策推進プラン）（2023～2026）〈素案〉

<p>【主に公立義務教育諸学校に係る政策項目】</p> <ol style="list-style-type: none">11 【知育】 児童生徒の確かな学力を育みます12 【徳育】 児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます13 【体育】 児童生徒の健やかな体を育みます14 共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます15 いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校をつくります16 児童生徒が安全に学ぶことができる学校環境の整備や教職員の資質の向上を進めます18 地域に貢献する人材を育てます

3 一関市学校教育重点項目

【最重要な教育課題】	【恒常的な教育課題】	【当面する教育課題】
1 ことばの力を育てる教育	4 特別支援教育	6 ICT の活用
2 学力向上	5 いじめと不登校への対応	7 グローバル化への対応
3 キャリア教育		8 健やかな体の育成

令和5年度 一関市立東山小学校の教育 グランドデザイン

学校教育目標「豊かな心を持ち 思いやりのある子ども」「自ら考え 進んで学ぶ子ども」「たくましく 健康な子ども」

今年度の重点 ○コロナ感染予防対策を十分にいき、健康で安全な教育活動を推進すること

- (1) 日常的な予防を徹底する。
- (2) 予防の視点と活動のねらいのバランスをとりながら、行事等を実施する。(ウィズコロナの対応)

○家庭・地域と連携協働した教育活動を推進すること

- (1) 「まなびフェスト」をもとに、児童・保護者・教職員の三者が目標を共有し、家庭と連携協働して目指す児童の育成を図る。
- (2) 学校運営支援協議会や地域の方々と連携協働しながら、東山の豊かな人材や素材を最大限活用し、郷土を愛し、その発展を支える人づくりを目指した教育活動を推進する。

豊かな心を持ち 思いやりのある子ども

(1) 心豊かで笑顔と希望にあふれる子どもの育成

- ① 一人一人のよさや可能性を伸ばす学年経営・学級経営の質的向上
 - ・自己肯定感・心の伸長・やり遂げられる心
 - ・予防的な生徒指導・組織的対応
- ② 縦割り班のよさを生かした活動の推進
 - ・異学年の人間関係・安全意識・リーダー性
- ③ 心を育てる授業・特別活動・体験活動の推進
 - ・体験活動・児童会活動・読書・環境美化
- ④ 特別支援教育におけるきめ細やかな児童理解と全職員での共通理解
 - ・個別の指導計画と教育支援計画
 - ・就学支援校内委員会・特別支援研修会
 - ・交流学习・通級教室
- ⑤ 基本的な生活習慣の確立と命を守る指導の推進
 - ・挨拶、返事、言葉遣い、あったか言葉
 - ・まなびフェストの活用・事故防止の判断力
 - ・生命尊重・電子メディアのルール

◇「学校は楽しい」	95%
◇「進んで挨拶・返事」	85%

自ら考え 進んで学ぶ子ども

(2) 学習指導の充実と学力向上

- ① わかる授業と基礎学力・学習規律の定着
 - ・「確かな学力育成プラン」・習熟時間の確保
 - ・テンポのよい授業・構造的板書
 - ・聞く話す書く力の指導・適度な負荷
- ② 学力向上を図る校内体制の構築
 - ・授業と家庭学習の連動・漢字、計算名人
 - ・百マス計算・調査結果分析活用
 - ・授業のUD化・指導形態の工夫
- ③ ことばの力を育む教育活動の推進
 - ・ことばの時間「言海」・暗唱検定
 - ・言語活動の工夫
- ④ ICT機器を効果的に活用した授業改善
 - ・ICT機器の活用・情報活用能力・教員研修

◇「授業がわかる」	95%
◇漢字・計算名人合格	80%
◇「話をしっかり聞く 考えを発表する」	85%
◇読書冊数学年目標達成	80%

たくましく 健康な子ども

(3) 体力向上と健康・安全への取組の充実

- ① 基礎体力づくりの推進
 - ・運動目標・運動量のある体育授業
 - ・調査結果を活かした運動・外遊び
- ② 保健指導、食育指導の充実
 - ・保護者との協力・新しい生活様式
 - ・学校医や栄養教諭との連携・学校保健委員会
- ③ 学校生活の安全と危機管理対応の周知徹底
 - ・安全指導・非常時の安全確保・研修会
- ④ ICTの正しい活用方法の習得
 - ・情報モラル教育・実態把握
 - ・家庭のルールづくり

◇「進んで運動」	80%
◇がんばりカードの目標達成	80%
◇「望ましい生活習慣・検温」	90%

・ : 取組のキーワード

◇ : まなびフェスト達成目標

(4) 信頼関係を深める家庭・地域・異校種の連携強化

- ① 積極的な情報発信と共有の場の設定
 - ・「まなびフェスト」・情報発信・緊急連絡・児童の様子を公開・学校運営支援協議会
- ② 地域人材や資源を活用した教育活動の推進
 - ・学校支援地域本部事業(学校支援ボランティア)や各種団体の活用
- ③ 東山こども園、松川保育園、東山中学校等との連携強化
 - ・こども園、保育園、中学校との連携・交流籍居住地交流事業

(5) 施設、設備、教育環境の整備充実

- ① 定期・随時の安全点検の確実な実施と早期の補修
- ② 校舎内外の美化と花壇・樹木等の管理
- ③ 設備・備品の整理

学校では

めざす子どもの姿

家庭では

1 明るく温かい学校生活を送ります。
 ・みんな仲良し ・進んではたらく
 ・正しい言葉づかい ・あったか言葉

◇「学校は楽しい」 95% [アンケート] (注1)

2 誰に対しても明るくあいさつやきちんと返事をします。
 ◇「進んであいさつや返事をしている」 85% [アンケート]

豊かな心もち
 思いやりのある
 子ども



1 家庭でもあいさつの習慣をつけます。
 ◇「家族でおせつをする」 85% [アンケート] (注1)

2 家族の一員として仕事を分担させます。
 ◇「家庭内で仕事を分担している」 75% [アンケート]

3 子どもとの会話を大切にします。
 ◇「学校のことを話題にする」 90% [アンケート]

1 学習内容の基礎基本を身に付けます。
 ◇「授業がわかる」 95% [アンケート]
 ◇「漢字・計算名人合格」 80% [テスト結果]

2 相手の考えをよく聞き、自分の考えを進んで話します。
 ◇「話をしっかり聞いている・自分の考えを発表している」 85% [アンケート]

3 読書に親しみ、ことばの感性を磨きます。
 ◇「読書冊数学年目標達成」 (低120冊・中80冊・高50冊) 80% [冊数記録]

自ら考え
 進んで学ぶ
 子ども



1 家庭学習を習慣化させます。
 (低30分・中40分・高60分)
 ◇「各学年の学習時間に取り組ませる」 90% [アンケート]

2 テレビ・ゲーム・パソコン等を消して学習させます。
 ◇「学習中はノーメディアにする」 85% [アンケート]

3 読書の声かけや家庭読書を行います。
 ◇「家庭で読書をする」 80% [アンケート]

1 目標をもって運動に親しみます。
 ・水泳 ・なわとび ・外遊び など
 ◇「進んで運動をしている」
 ◇「がんばりカードの目標達成」 80% [アンケート・カード]

2 望ましい生活習慣、新しい生活様式を身に付けます。
 ・早寝 ・早起き ・朝ごはん ・歯みがき
 ・感染予防等
 ◇「早寝・早起き・朝ごはん・歯みがき 毎朝の検温をしている」 90% [アンケート]

たくましく
 健康な
 子ども



1 自分の健康・安全に気を付けさせます。
 ◇「毎朝の検温・健康観察を行う」 (注2) 90% [アンケート]

2 早寝(低21:00 中21:30 高22:00) 早起き(6:30) 朝ごはん(毎日) 歯みがき(朝夕)を習慣化させます。
 ◇「早寝・早起き・朝ごはん・歯みがきの習慣をつける」 90% [アンケート]

3 ゲーム・スマホなどの使用は家庭ルール(居間8ルール)に従います。
 ◇「ゲーム、通信機器は、夜8時には居間に置くなどして使用しない」 75% [アンケート]

◇達成目標
 目標値 [評価方法]

(注1): アンケートの肯定的評価の割合です。(他の目標値も同様)
 (注2): コロナの状況により年度途中で変更する場合があります。

令和5年度これまでの学校経営

1 4月の主な行事

(1) 入学式

34名の新1年生 全校児童209名

(2) 学習参観・PTA総会

- ・PTA総会は通常開催
- ・今年度は、学年PTAレクも開催予定

2 5類感染症への移行

(1) 基本的な感染対策を講じながら、通常の学校生活へ

(2) 運動会

- ・昨年度より種目を増加（応援、リレーなど）
- ・午前開催
- ・来賓（支所長、市民センター長、学校運営支援協議会委員 他）

3 校報やまゆり、防災だよりの地区配布について

- ・全戸配布を希望する地区の増加

⇒印刷業務や費用の増加 ⇒⇒ 今年度は、回覧可能地区のみ配布

4 地域ボランティアの協力（学校支援地域本部事業）

(1) 登下校の見守り活動・・・今年度から

- ① 1年生の下校指導（4月中、都合のよい日・場所）
- ② 登校指導（毎月1日 4地点）

<協力団体>

- ・防犯協会長坂分会
- ・交通安全協会長坂分会
- ・長坂交通安全母の会

(2) ミシンボランティア・・・継続

5 類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対策について

令和5年5月10日

東山小学校

1 基本的な感染対策

(1) 健康状態の把握

- ・朝の健康観察で行う。
- ・検温カードは、5月12日（金）で終了⇒回収

(2) 換気・・・継続する

(3) 手洗い等

- ・石鹸でしっかり手を洗うことや咳エチケットについて改めて指導する。
- ・手指消毒は、給食や調理実習のときのみとする。

2 マスクの着用について

- ・個人の判断とする。
- ・気温の高い日や体育など、熱中症のリスクが高いときは、マスクを外させる。
- ・同じ学年の児童に陽性者が確認された場合は、マスクの着用を推奨する。
- ・高齢者施設など校外学習の訪問場所によっては、マスクの着用を推奨する。

3 出席停止について

- (1) 感染した場合・・・発症後5日、かつ、症状が軽快した後1日経過するまで
- (2) 濃厚接触者の特定は行わない。 ⇒ 家族が感染しても、即、出席停止とはならない。
- (3) 保護者から「感染が不安で休ませたい」と相談があったとき
 - ・事情をよく聞く。
 - ・「『欠席』か『出席停止』か、後でお伝えします。」と答える。
(合理的な理由がある場合は、出席停止となる)

4 日常の学習について

- (1) 感染状況が落ち着いている平時においては、特段の感染対策は必要ない。
※基本的な感染対策（健康観察、換気、手洗いなど）は重要。
- (2) 流行している場合は、活動場面にに応じて 以下の措置を一時的に講じる。
 - ・「近距離」「対面」「大声」の発話や会話を控える。
 - ・触れ合わない程度の身体的距離を確保する。

5 給食について

- ・「黙食」は、必要ない。・・・(マナーの範囲で話してもよい)
- ・座席は、前を向いて食べる。
- ・手洗いをしっかりする。
- ・準備中は全員マスクを着用する。

6 スクールバス

- ・マスクを着用しなくてもよい。
- ・大声で話さない。咳エチケットを守る。
- ・発熱や咳などの症状があるときは、乗車を見合わせるよう呼びかける。

7 来客対応

- ・来客名簿には体温の記入は求めない。
- ・マスクの着用も求めない。
- ・自動体温計、消毒用アルコールは、当面の間、設置のまま。

8 消毒・清掃

- ・日常的な消毒作業は不要。
- ・清掃をしっかり行い、清潔な空間を保つ。
- ・清掃時のマスクは、着用しなくてもよい。
- ・清掃時は、換気を十分に行う。

9 その他

- ・(予備の) マスクを常に携帯し、ランドセルの中に清潔に保管させる。
- ・判断に迷うときには、必ず副校長に相談する。

かていがくしゅう てび 家庭学習の手引き 1・2年用

★ 学習のきまり

- ① 「ながら学習」をしない。(テレビやゲームのスイッチを切る。)
- ② 毎日、学習する時間をきめてやる。
- ③ 使うものをそろえてからやる。立ち歩かないでおわりまでやる。
- ④ 学習したノートやプリントはおうちの方に見てもらおう。
- ⑤ 学習がおわったら、えんぴつをけずり、明日の学習用具を用意し、ランドセルに入れる。

★ 学習・読書の時間のめやす

いつも 30分以上

長い休み 60分以上



★ 学習すること(毎日)

○しゅくだい(プリント・ドリル) ○音読(読書)

★ 宿題のしかた

プリント ドリル	<ul style="list-style-type: none"> ・なまえをかく。 ・ひにちをかく。 ・ノートをつかうときは 下じきをつかう。 ・ていねいにかく。 ・みなおしをする。 <p>※おうちの方へ まるとつけのご協力をお願いします。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・すきな本を よむ。 ・すきなしを あんしようする。 ・ぎょうじや きせつごとに につきを書く。 ・いきものやしよくぶつなどの かんさつをかく。

家庭学習の手引き 3・4年用

★ 学習のきまり

- ① 「ながら学習」をしない。(テレビやゲームのスイッチを切る。)
- ② 毎日、学習する時間をきめてやる。
- ③ 使うものをそろえ、立ち歩かないで 集中して学習する。
- ④ 学習したノートやプリントはおうちの方に見てもらおう。
- ⑤ 学習が終わったら、えんぴつをけずり、明日の学習用具を用意し、ランドセルに入れる。



★ 学習・読書の時間のめやす

いつも 40分以上

長期休み 90分以上



★ 学習すること(毎日)

○宿題 ○音読(読書) ○一人勉強 ※学級・学年の指示によります。

★ ノートの使い方

- ①日にちを書く。 ②ページや番号を書く。 ③下じきを使う。
- ④字はマスからはみ出ないように、ていねいを書く。

	例えば こんな一人勉強をしましょう。
国語	<ul style="list-style-type: none"> ・漢字練習をする。(習った漢字を使って短文づくりなどしましょう) ・教科書の文を視写する。(段落、「」、句読点に注意して書く) ・今、習っているところ、これから習うところなどを読んで、分からない漢字や言葉の意味を辞典で調べる。 ・ローマ字を練習する。
算数	<ul style="list-style-type: none"> ・計算ドリルを使って、くり返し計算練習をする。 ・教科書の問題を、何度もやる。 ・自分で問題を作り、といてみる。 ・その日学校で学習したことを、もう一度ノートにまとめる。(復習)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・興味をもった本の読書をする。 ・好きな詩を暗唱する。 ・行事や季節ごとに俳句を作る。 ・大事な言葉を覚えたり、ノートに写したりして覚える。 ・理科の観察・実験のまとめを、もう一度ノートにまとめる。 ・社会で学習した大切なところを書きうつす。 ・テストやプリントをもう一度やりなおす。

家庭学習の手引き 5・6年用

★ 学習のきまり

- ① 「ながら学習」をしない。(テレビやゲームのスイッチを切る。)
- ② 毎日、学習する時間をきめてやる。
- ③ 使うものをそろえ、立ち歩かないで 集中して学習する。
- ④ 学習したノートやプリントはおうちの方に見てもらおう。
- ⑤ 学習が終わったら、えんぴつをけずり、明日の学習用具を用意し、ランドセルに入れる。



★ 学習・読書の時間のめやす

いつも 60分以上
長期休み 120分以上



★ 学習すること (毎日)

○宿題 ○音読(読書) ○一人勉強 ※学級・学年の指示によります。

★ ノートの使い方

- ① 日にちを書く。 ② ページや番号を書く。 ③ 下じきを使う。
- ④ 字はマスからはみ出ないように、ていねいに書く。

例えば こんな一人勉強をしましょう。	
国語	<ul style="list-style-type: none"> ・漢字の読み書き練習をする。 ・習った言葉、ことわざ・慣用語、漢字などを使って短文作りをする。 ・教科書の文を視写する。(段落、「」)、句読点に注意して書く) ・今、習っているところ、これから習うところなどを読んで、分からない漢字や言葉の意味を辞典で調べる。
算数	<ul style="list-style-type: none"> ・計算ドリルを使って、くり返し計算練習をする。 ・その日学校で学習したことを、もう一度ノートにまとめる。(復習) ・教科書の問題を、何度もやる。(復習) ・次に習うことをノートにやってみる。(予習) ・自分で作った問題を解いてみる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・興味をもった本の読書をする。 ・好きな詩を暗唱する。 ・行事や季節ごとに俳句を作る。 ・学習で分かったことや要点をノートにまとめる。 ・大事な言葉を覚えたり、ノートに写したりして覚える。 ・社会の予習(6年生は歴史上の出来事や人物について調べる)をする。 ・理科の観察・実験で分かったことをノートにまとめる。 ・勉強に関係のあることを、図鑑や事典で調べてノートに書いたり新聞などにまとめたりする



一関市学校運営支援協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校（一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。）及び地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

3 協議会は、当該協議会を置いた学校または地域の名称を冠するものとする。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 当該協議会を置いた学校（以下「対象学校」という。）の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 対象学校の校長
- (4) 対象学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。
- (2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等を行うこと。
- (3) その他委員としてふさわしくない行為をすること。

(委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。

(2) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、原則として、公開する。

(基本的な方針)

第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。

(意見の申出)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

2 協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。

(2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。

(3) 特定の個人に関するものでないこと。

(4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

第14条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第15条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。